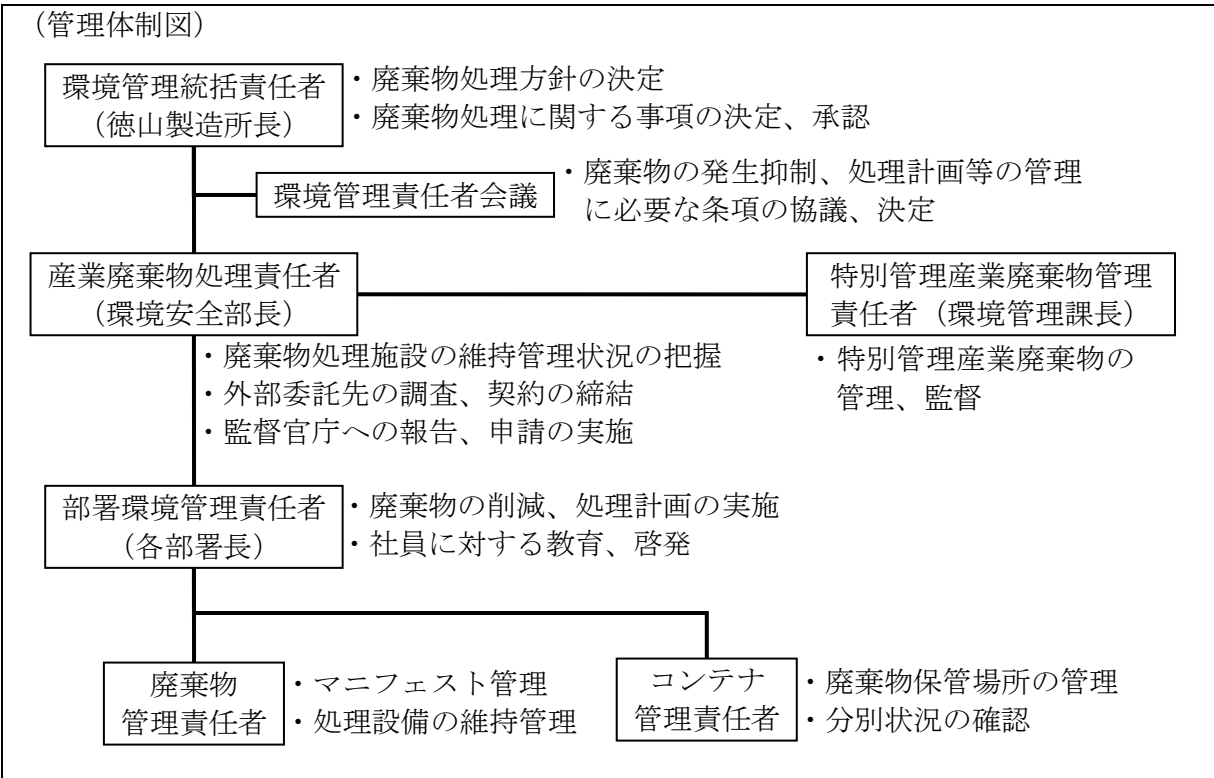


特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 1 2 日	
山口県知事 殿	
提出者 住 所 山口県周南市御影町1番1号 氏 名 株式会社トクヤマ 代表取締役社長執行役員 井上 智弘 電話番号 0834-34-2144	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社トクヤマ 徳山製造所
事業場の所在地	周南市御影町1番1号
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製品出荷額 : 1,999 億円
③従業員数	2,021 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	徳山製造所 各製造施設 → 自社中間処理 (焼却) → 自社 リサイクル → 外部委託 (中間処理) → 外部 リサイクル ↓ 外部委託 (最終処分)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙 2-2 のとおり
	排 出 量		
	(これまでに実施した取組)		
	・ 工程内リサイクルの推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙 2-2 のとおり
	排 出 量		
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 発生抑制を考慮したプロセスの検討、開発		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 法で規定された特別管理産業廃棄物の種類へ確実に分別保管を実施 ・ 通常の産業廃棄物との分別を徹底し、分けて保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ これまでの取組の維持、管理

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		別紙2-2のとおり
	(これまでに実施した取組)		
	・再生利用ルートの確保		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙2-2のとおり t
	(今後実施する予定の取組)		
	・これまでの取組の維持、管理 ・工程改良による再生利用方法の確保		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		別紙2-2のとおり
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
・産業廃棄物の種類の応じた適切な処理設備の確保 ・処理設備の維持管理の強化			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙2-2のとおり
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
・これまでの取組の維持、管理			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		別紙2-2のとおり
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		別紙2-2のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		別紙2-2のとおり
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組) ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・委託先の処分状況を、現地調査等により確認する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	17,863 t	
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物排出時の電子マニフェスト義務化については、 着実な運用が継続されるよう、引き続き社内関係者への教育や情報 提供により周知徹底を図る。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	株式会社トクヤマ 徳山製造所	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	製造業
-------------	----------------	----------	-----	-------	-----

(単位:トン)

区分		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	種 類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	17,554	17,554			15,905	15,905	17,279	17,279			275	275	275	275					129	129
	廃酸	217	217									217	217	0.5	0.5						
	廃アルカリ	15	15									15	15	15	15						
	感染性産業廃棄物	0	0									0	0	0	0						
	PCB	0	0									0	0								
	PCB汚染物	0	0									0	0								
	PCB処理物	0	0									0	0								
	廃石綿等	0	0									0	0								
	有害産業廃棄物	77	77									77	77	77	77						
	計 (B)	17,863	17,863	0	0	15,905	15,905	17,279	17,279	0	0	584	584	368	368	0	0	0	0	129	129